

令和8年度金融系外国企業進出・定着支援補助金募集要項

1 事業の目的

東京都（以下「都」という。）は、「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」を目指すべく取組を進めています。その実現には、国民の安定的な資産形成や成長産業へのリスクマネーの供給という重要な役割を担う資産運用業者及びデジタル技術等の先端技術を用いた革新的金融サービスを提供する Fintech 企業の都内進出及び事業活動の展開を促進し、東京の金融産業を活性化させることが不可欠です。

そこで、金融系外国企業の都内進出及び事業活動の展開を後押しするため、東京都内に日本法人等を設立した金融系外国企業に対し、その必要な経費の一部を補助します。

I 金融系外国企業とは

資産運用業又は Fintech 事業を営む外国法に基づき設立された法人

II 日本法人等とは

金融系外国企業が設立した日本法人又は設置した支店

III 金融系外国企業拠点設立補助金とは

都内に拠点設立する金融系外国企業に対して拠点設立に要した経費の一部を補助する補助金であり、令和7年度から金融系外国企業進出・定着支援補助金に改正された

IV 金融系外国企業事業基盤支援補助金とは

都内の拠点設立が間もない金融系外国企業に対して事業展開の支援を行うことを目的とした補助金であり、令和6年度末をもって廃止された

2 補助事業者

(1) 以下のいずれかを満たすものになります。

ア 初年度補助事業者

申請日の属する年度内に、金融系外国企業が東京都内に拠点設立した日本法人等。

イ 2年度目補助事業者

申請日の属する年度の前年度に、金融系外国企業が東京都内に拠点設立した日本法人等。

ウ 3年度目補助事業者

申請日の属する年度の前々年度に、金融系外国企業が東京都内に拠点設立した日本法人等。

(2) 補助事業者となる日本法人等は、以下に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

ア 都が事前相談を省略できると認めたものを除き、定められた期間内に、金融系外国企業が都及びビジネスコンシェルジュ東京への事前相談をはじめていること。

イ 当該金融系外国企業が初めて日本に拠点設立していること、ただし、金融ライセンス登録が必要な場合は当該ライセンスの登録取得が完了していること。

拠点設立とは

以下の①～④の全てを満たしたもの

- ① 事業所を確保
- ② 法人設立登記（支店を設置する場合は営業所登記）
- ③ 常時雇用する従業員を確保
- ④ 事業の開始（金融ライセンス登録が必要な場合は登録取得を行っていること）

ウ 日本法人等の主たる業務内容が以下に掲げる機能を持つこと。

① 資産運用業者

有価証券等の運用拠点又は営業販売拠点等、東京の経済活性化への貢献性が高いと都が認めた機能

② Fintech 企業

IT 技術を駆使した革新的な金融サービス提供に係る研究開発拠点又は営業販売拠点等、東京の経済活性化への貢献性が高いと都が認めた機能

エ 日本法人等において、従業員（雇用保険の被保険者となる者）が1名以上常時雇用されていること。

オ 日本法人の場合、金融系外国企業からの出資額の割合が3分の1以上であること。

カ GX 関連企業誘致促進補助金、拠点設立補助金、その他外国企業の拠点設立及び事業活動の展開等を促進することを目的とした補助金等の交付を受けていないこと。

(3) 前項に加え、金融系外国企業及び日本法人等は、以下に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

- ① 法令等に違反する事実がないこと。
- ② 税金の滞納をしていないこと。
- ③ 公的機関等との契約における違反がないこと。
- ④ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。
- ⑤ 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。
- ⑥ 暴力団に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと。
- ⑦ 過去の業務その他の事情において、都が補助にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

3 補助対象経費

(1) 補助対象経費

補助金対象経費は以下のとおりとなります。ただし、消費税や官公署に支払う費用等サービスの提供に該当しない経費や、他の公的補助金・助成金の対象となった経費は除きます。なお、

各補助対象経費の詳細は以下3（3）のとおりとなります。

ア 初年度補助事業者

初年度補助事業者がサービス等の提供を受け、初年度補助事業者、または初年度補助事業者を拠点設立した金融系外国企業が支払った以下の経費となります。

- ・ オフィス入居時初期費用
- ・ オフィス賃借料（ただし上限額は90万円。）
- ・ 専門家への相談等経費
- ・ 器具備品等購入費
- ・ 人材採用経費

上記に加え、金融ライセンス登録取得を行った資産運用業者については、以下の経費も含まれます。

- ・ 協会加入費・年会費
- ・ コンプライアンス業務支援事業費
- ・ 運用事務委託・システム関連経費等（ただしファンド支弁のものを除く。）

イ 2年度目補助事業者、または3年度目補助事業者

2年度目補助事業者、または3年度目補助事業者が、サービス等の提供を受け支払った以下の経費となります。

- ・ オフィス賃借料
- ・ 専門機関等コンサルティング費
- ・ 器具備品等購入費（これまで本補助金、または金融系外国企業事業基盤支援補助金において器具備品等の交付を受けた回数が1回以内である場合に限る。）
- ・ 人材採用経費

上記に加え、金融ライセンス登録取得を行った資産運用業者については、以下の経費も含まれます。

- ・ 協会加入費・年会費
- ・ コンプライアンス業務支援事業費
- ・ 運用事務委託・システム関連経費等（ただしファンド支弁のものを除く。）

(2) 補助対象期間

前項の補助対象経費は、以下を満たすものとします。

ア 初年度補助事業者

補助金の交付決定日から実績報告日までに、初年度補助事業者、または初年度補助事業者を設立した金融系外国企業がサービスの提供等を受け、支払ったもの。

イ 2年度目、3年度目補助事業者

補助金の交付決定日から実績報告日までに、2年度目補助事業者、または3年度目補助事業者がサービス等の提供を受け、支払ったもの。

【参考】補助対象経費

	初年度補助事業者	2年度目、3年度目補助事業者
オフィス入居時 初期費用	○	×
オフィス賃料	○	
専門家への相談等経費	○	×
専門機関等 コンサルティング費	×	○
器具備品等購入費	△ (金融系外国企業事業基盤支援補助金も含めて2か年度まで、交付を受けることが可)	
人材採用経費	○	
協会加入費・年会費	△ (金融ライセンス登録取得した企業のみ)	
コンプライアンス業務 支援事業費	△ (金融ライセンス登録取得した企業のみ)	
運用事務委託・ システム関連費用等	△ (金融ライセンス登録取得した企業のみ)	

(3) 補助対象経費の詳細

各補助対象経費の詳細は以下のとおりとなります。

ア オフィス入居時初期費用

主たる業務の遂行に必要な都内のオフィス等を確保する場合、礼金、入会金その他当該オフィスの入居に当たり支払う必要があり、かつ返還されない経費について支給します。

イ オフィス賃借料

主たる業務を遂行するに当たり必要となる都内オフィスの賃借料です。専有部分を有しており、継続的に賃借することが見込まれる必要があります。ただし、初年度補助事業者の上限は90万円です。

《注意事項》

- シェアオフィスも対象となりますが、交付申請者の専有部分の賃借料のみが対象となります。

【補助対象とならない例】

- 会議室やイベントスペース、ウィークリーマンション等、単発的な使用による賃借料
- バーチャルオフィス（都内に所在地名を借り受け郵便物の送付を受ける場合等）
- 第三者に転貸しているオフィスの賃借料
- 敷金・礼金・保証金・手数料・更新料等
- 光熱費・火災保険料・地震保険料

ウ 専門家への相談等経費

金融ライセンス登録取得及び法務・税務等に係る相談、資料作成・提出等を専門家（弁護士・行政書士・税理士・社会保険労務士等）に依頼する場合、当該専門家へ支払う経費について支給します。

エ 専門機関等コンサルティング経費

主たる業務を遂行するに当たり、自社の成長や課題解決に関する外部の専門機関等からの助言・指導を受ける際に支払う経費です。土業の専門家、専門コンサルティング会社等から受けるサービスの手数料等が対象となります。

《注意事項》

- 専門機関等名、相談日時、相談に要した時間、助言・指導の具体的な内容、今後の対応等が確認できる、専門機関等が作成した「議事録」「報告書」等の提出が必要となります。

【補助対象とならない例】

- 業務を遂行するに当たり通常必要となる決算・税務に係る費用等
- 補助金の交付申請に関する書類作成等の手数料
- 顧問契約に係る経常的な費用
- 収入印紙、登録免許税等

オ 器具備品等購入費

都内のオフィスに設置・利用し、主たる業務を遂行するに当たり必要となる机、椅子、PC、事務機又はソフトウェア等の器具備品等の購入費です。なお、器具備品等は単体で機能を果たす必要があります。

《注意事項》

- 一点当たりの単価が税込1万円以上30万円未満であるものを対象とします。
- 配送費や組立費用等、購入費として一括で会計処理できる経費も対象となります。

【補助対象とならない例】

- 中古品の購入費
- 第三者に賃借するもの
- リース期間が終了した器具備品等の買取費用
- 建物付帯設備（エアコン、ボイラー、野外照明等）、不動産
- 美術品、観用植物等
- 事務消耗品、日用消耗品、食料品等

カ 人材採用経費

拠点設立を行う際に有料職業紹介事業者からの紹介により人材を採用する場合に、当該事業者を支払う経費について支給します。支払いの対象となる有料職業紹介事業者は以下のとおりです。

なお、当該事業者から紹介された人材は、1年以上当該拠点で常時雇用する必要があります。

- ・ 国内の有料職業紹介事業者を利用した場合
職業安定法第30条第1項に定める有料職業紹介事業者
- ・ 海外の有料職業紹介事業者を利用した場合

当該事業者の国・地方自治体等における届出・許可・申告等が受理された事業者
ただし、2年度目補助事業者、又は3年度目補助事業者については、国内の有料職業紹介事業者を利用した場合のみを対象とする。

キ 協会（*）加入費・年会費

協会に加入するに当たっての入会費及び年会費。ただし、補助対象経費は50万円が上限となります。

（*）（金融商品取引法上の）自主規制機関を指します。

ク コンプライアンス業務支援事業費

コンプライアンス業務を事業者に依頼する場合、当該事業者へ支払う経費です。

ケ 運用事務委託・システム関連費用等

以下の経費が対象となります。

① 運用事務委託事業費用等

ミドル・バックオフィス業務委託経費、又は当該事務を遂行するために使用するシステムのライセンス経費です。

② システム関連費用

有価証券等の市場情報等の適宜配信システムライセンス、又は保有有価証券の評価等を行うシステムライセンス経費です。

（4） 補助金の通貨

補助金は、円で交付をします。

補助対象経費を外国通貨で支払った場合は、円に換算して交付申請を行ってください。その際の為替レートは、補助対象経費の支払日又は都が適切と認める日における都の指定金融機関（みずほ銀行）の「電信売買相場の仲値（外国為替公示相場）」を適用します（1円未満の端数が生じた場合は切り捨て）。

4 補助率及び補助上限額

（1） 補助率

補助対象と認められる経費の合計額の1／2以内

※千円未満の端数は切り捨て

（2） 補助上限額

ア 初年度補助事業者

① 主たる業務を行う上で金融商品取引業等のライセンス登録が必要であり、かつ登録取得を行った資産運用業者

12,500,000円

② 上記①以外の資産運用業者及びFinTech企業

7,500,000円

イ 2年度、3年度目補助事業者

① 主たる業務を行う上で金融商品取引業等のライセンス登録が必要であり、かつ登録取得を行った資産運用業者

20,000,000円

- ② 上記①以外の資産運用業者及び FinTech 企業
15,000,000 円

※補助金額は、3（3）のそれぞれの補助対象経費の1／2に千円未満の端数を切り捨てた金額を合算した額とします。

※交付申請時の予算残状況によっては、ご希望に添えない場合があります。

5 補助金交付までの流れ

補助金交付までの手続等は以下の流れで行います。

(1) 初年度補助事業者

- ア 都が事前相談を省略できると認めた企業を除き、ビジネスコンシェルジュ東京への連絡・確認後、都及びビジネスコンシェルジュ東京への事前相談※1
〈原則、令和8年12月25日まで〉
- イ 交付申請※2
〈原則、令和8年12月25日まで〉
- ウ 交付決定
- エ 拠点設立※3
- オ 実績報告※4
- カ 補助金交付

- ※1 事前相談の詳細については、「**6 事前相談**」をご覧ください。
- ※2 交付申請の詳細については、「**7 交付申請**」をご覧ください。
- ※3 拠点設立の詳細については、「**9 拠点設立**」をご覧ください。
- ※4 実績報告の詳細については、「**10 実績報告**」をご覧ください。

(2) 2年度目、3年度目補助事業者

- ア 都が事前相談を省略できると認めた企業を除き、ビジネスコンシェルジュ東京への連絡・確認後、都及びビジネスコンシェルジュ東京への事前相談※1
〈原則、令和8年12月25日まで〉
- イ 交付申請※2
〈原則、令和8年12月25日まで〉
- ウ 交付決定
- エ 実績報告※3
- オ 補助金交付

- ※1 事前相談の詳細については、「**6 事前相談**」をご覧ください。
- ※2 交付申請の詳細については、「**7 交付申請**」をご覧ください。
- ※3 実績報告の詳細については、「**10 実績報告**」をご覧ください。

6 事前相談

(1) 初年度補助事業者

初年度補助事業者を拠点設立する金融系外国企業は、以下アからウのとおり手続を進める必要があります。ただし、都が事前相談を省略できると認めた企業、または令和6年度までに金融系外国企業拠点設立補助金における事前相談、若しくは令和7年度に本補助金における事前相談を実施済みであり、かつ金融系外国企業の事業内容や東京都内に設立する拠点の事業内

容・設立計画（以下、「事業概要」という。）に大きな変更が発生していない企業は、以下アからウを行う必要はありません。

ア 都及びビジネスコンシェルジュ東京への事前相談前に、補助金の交付申請手続や事業概要等について、ビジネスコンシェルジュ東京へあらかじめ連絡・確認の上、「事業概要書」（第1号様式）を作成してください。

イ 「事業概要書」（第1号様式）を都に提出し、事前相談の日時を調整してください。（オンライン等で実施します）

ウ 事前相談では、事業概要の内容等について都に説明してください。この事前相談は、ビジネスコンシェルジュ東京の相談員も同席して行います。なお、説明内容等が分かる資料もご用意ください。

（2）2年度目、または3年度目補助事業者

2年度目、または3年度目補助事業者は、以下アからウのとおり手続を進める必要があります。ただし、都が事前相談を省略できると認めた企業は、以下アからウを行う必要はありません。

ア 都及びビジネスコンシェルジュ東京への事前相談前に、補助金の交付申請手続や事業計画等について、ビジネスコンシェルジュ東京へあらかじめ連絡・確認の上、「事業概要書」（第1号様式）を作成してください。

イ 「事業概要書」（第1号様式）を都に提出し、事前相談の日時を調整してください。（オンライン等で実施します）

ウ 事前相談では、当該事業計画等を都に説明してください。この事前相談は、ビジネスコンシェルジュ東京も同席して行います。

7 交付申請

（1）初年度補助事業者の場合、拠点設立前の金融系外国企業が交付申請を行ってください。交付申請の受付は、原則、令和8年12月25日まで随時行っています。

（2）2年度目、または3年度目補助事業者は、日本法人等が交付申請を行ってください。交付申請の受付は、原則、令和8年12月25日まで随時行っています。

（3）交付申請に当たっては、「都へ提出する書類一覧（別紙）」に記載の申請書類を次の提出先へ提出してください。

なお、提出する書類に日本語又は英語以外の言語により作成されたものがある場合は、日本語又は英語での翻訳を添付してください。

【提出先】

東京都産業労働局 総務部 国際金融都市推進課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一庁舎

（4）交付申請は、同一年度内において金融系外国企業の設立した日本法人等一つ当たり、一回限りとします。

（5）交付申請を行った時点で、本要項及び「金融系外国企業進出・定着支援補助金交付要綱」の規定を了承したものとみなされます。

（6）提出された申請書類等は返却しません。

8 交付決定

- (1) 交付申請が適切であり、補助金の交付が適当であると認められる場合は、交付の決定を行い、その旨を通知します。
- (2) 交付決定に当たっては、必要な条件を付与する場合があります。

9 拠点設立（初年度補助事業者のみ）

- (1) 金融系外国企業として交付決定を受けた補助事業者は、令和9年3月31日までに拠点設立してください。
- (2) 拠点設立完了後は、速やかに「都へ提出する書類一覧（別紙）」に記載の申請書類を「7 交付申請」（3）の【提出先】に提出してください。これらの資料提出後、日本法人等が金融系外国企業の立場を引き継ぎ、交付要綱等に基づく一切の義務を負います。

10 実績報告

- (1) 令和8年度中に日本法人等が実績報告を行ってください。
- (2) 実績報告に当たっては、「都へ提出する書類一覧（別紙）」に記載の申請書類を「7 交付申請」（3）の【提出先】に提出してください。
- (3) 都では、提出された実績報告を基に審査及び必要に応じて現地調査を行い、交付することが適当と認められる金額を確定し、「交付額確定通知書」（第7号様式）により通知します。

11 補助金交付

- (1) 補助金交付額の確定通知を受けたのち、速やかに「請求書」（第8号様式）を「7 交付申請」（3）の【提出先】に提出してください。
- (2) 補助によって賃借したオフィスは第三者に転貸できません。また、補助によって取得した器具備品等は、交付決定を受けた時点の属する年度の終了後2か年度が終了するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に提供し、又は処分することはできません。

12 補助金交付後の義務

補助事業者は、設立した時点の属する年度の終了後2か年度（交付決定時点の属する年度の翌々年度の末日まで）が終了するまでの間、以下の義務を負います。

ア 事業継続義務

上記の期間、都内で事業を継続する必要があります。

イ 事業活動の報告義務

上記の期間内の各年度に関する事業報告を、各年度の翌年度の6月30日までに、事業活動報告書（第9号様式）により提出してください。

ウ 変更の届出

上記の期間内に次の変更事項が生じた場合は、変更後速やかに、変更事項届出書（第10号様式）を提出してください。

- ① 補助事業者の名称の変更
- ② 補助事業者の所在地の変更
- ③ 補助事業者の代表者（支店の場合は日本における代表者）の変更
- ④ その他交付要件を満たさなくなる事情が生じた場合

13 補助金交付決定の取消し及び返還

(1) 補助金の取消し

補助事業者が次の事項に該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消される場合があります。

補助金の交付決定を取り消された場合は、原則として補助金を返還することになります。

- ① 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助金交付に当たり付した条件、その他法令に違反したとき。
- ③ 交付決定時点の属する年度の終了後2か年度（交付決定時点の属する年度の翌々年度の末日まで）が終了するまでの間、交付要件を充足できなくなったとき。
- ④ 事業継続義務に違反したとき。
- ⑤ その他本要綱に基づく指示に違反したとき。

(2) 補助金の返還

補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合には、取り消された範囲に応じて既に交付された補助金を返還する必要があります。また、返還に際しては、原則として違約加算金が加算されます。

14 その他

- (1) 都へ提出する各種様式、都から通知する各種様式には日本語版と英語版があります。
- (2) 実績報告の前後において、事業状況の確認等のため、都又はビジネスコンシェルジュ東京が現地調査を行う場合があります。
- (3) 交付を受けた者は、社名、代表者名、補助内容・金額等が公表される場合があります。
- (4) 本要項及び本要綱に定める手続の変更又は中止によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切責任を負いません。

